

## 令和7年度第3回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

■日時：令和7年10月3日（金） 午前10時

■場所：府中市役所おもや4階 第2特別会議室

■出席者：

<委員>

曾根直樹、長崎昌尚、高橋美佳、永井雅之、高橋 史、中川さゆり、相賀 直、大村海太、吉井康之、星 千賢、岡本直樹、山口真佐子、石川謙一、恩田興一、寺澤元一、北條正志

<事務局>

福祉保健部長、福祉保健部次長兼高齢者支援課長、障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐、障害者福祉課子ども発達支援センター所長、障害者福祉課係長、障害者福祉課主査4名、障害者福祉課主任、障害者福祉課事務、地域福祉推進課長、地域福祉推進課長補佐

■傍聴者：なし

■議事：

- 1 前回の会議録について 【事前配布】
- 2 計画策定に係るアンケート調査について 【資料1～資料5】
- 3 地域福祉計画策定連携会議における委員の推薦について 【当日配布】
- 4 その他

■資料

【事前配付資料】

- ・令和7年度第2回府中市障害者計画推進協議会会議録
- ・計画策定に係るアンケート調査資料一式（資料1～資料5）

【当日配付資料】

- ・席次表
- ・※修正版※ 令和7年度第2回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）
- ・※修正版※ 資料1 計画策定のための調査 調査概要（表紙のみ）
- ・※修正版※ 資料5 アンケート調査 （表紙のみ）
- ・府中市地域福祉計画策定連携会議委員の推薦に係る資料（3部）

## 議事

### ■会長

皆さん、おはようございます。時間になりましたので、第3回府中市障害者計画推進協議会を始めたいと思います。今日の会議は、12時までの2時間ですが、4つの調査票を全部検討しなくてはならないという、大分ボリュームがある内容になっていまして、スムーズな進行にご協力いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。最初に出席者の確認を事務局からお願いいたします。

### ■事務局

皆さん、おはようございます。障害者福祉課長の向山です。どうぞよろしくお願いいたします。本日の委員の出席状況でございますが、18名中16名にご出席いただいております、連絡もいただいております。本協議会規則第4条第2項に規定する定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことを報告いたします。また今回につきましても障害福祉計画（第8期）・障害児福祉計画（第4期）の策定に向けて業務委託事業者にも入っていただくことになっておりまして、まだお見えになっておりませんが、到着するかと思います。生活構造研究所より、半田様と平尾様にもご出席をいただく予定となっております。よろしくお願いいたします。以上です。

### ■会長

ありがとうございました。確かいつも傍聴の確認があったと思いますが、今日は特になしでよろしいですか。事務局から資料の確認をお願いいたします。

### ■事務局

それでは資料の確認をさせていただきます。まず事前に皆様に送りさせていただきます資料でございますが、2点ございまして、資料1「前回会議録（案）」、続いて資料2「前回会議の質問に対する市の回答・対応案」、こちらA3の横の資料でございます。そのほか、本日机上に用意させていただいている資料でございますが、「次第」、「席次表」、修正版「令和7年度第2回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）」、同じく修正版資料1「計画策定のための調査 調査概要（表紙のみ）」、修正版資料5「アンケート調査概要（表紙のみ）」。最後に「府中市地域福祉

計画策定連携会議委員の推薦に係る資料（3部）。資料の確認につきましては以上でございます。

■会長

それでは議事に入りたいと思います。

1. 前回の会議録について

■会長

議事1「前回の会議録について」、事務局から説明をお願いします。

■事務局

資料1「第2回会議の議事録（案）」を、本日机上に配布しておりますので、ご確認をお願いします。修正箇所は、12ページ、13ページ、19ページにおいて修正がありましたので、赤字で示しております。ご確認後、ご承認いただきましたら、所定の手続きの上、会議録の公開を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

■会長

ありがとうございました。修正の申し出などは反映されてますでしょうか。

（発言者なし）

■会長

特に問題がないようでしたら、修正したものを情報公開の手続きに入っていたいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2. 計画策定に係るアンケート調査について

■会長

それでは今日の中心的議題、「計画策定に係るアンケート調査について」、事務局からご説明お願いいたします。

■事務局

アンケート調査につきまして、初めに、事前に配布しておりますA3

の資料の「第2回協議会で出された委員意見への回答、対応案」をご覧ください。こちらが、前回会議で皆様からいただいたご質問やご意見をまとめたものになります。事前に配布しておりますアンケート調査案には、こちらの資料の内容が反映されておりますので、ご確認ください。

続いて、こちらの対応案に記載のない部分について、修正箇所がございますので、ご説明いたします。

まず本日配布した資料1「計画策定のための調査 調査概要(案)」をご覧ください。赤字の部分が修正箇所になります。こちら、調査対象者の人数を全体的に変更しております。その理由としましては、実際に対象者の抽出を行ったところ、全体の数が、把握していた人数から変動があったのが理由になります。特に18歳未満の難病患者の方を対象にする部分だったのですが、全体の数が非常に少なかったことから、前提にしていた抽出人数を出すことが難しかったため、全体数の多い小児慢性医療受給者の方を対象にすることにいたしました。その結果が現在記載の人数になっております。

続いて2つ目が、資料5の表紙になります。現在すべての調査の表紙に調査の説明と調査の回答のご協力をお願いする旨の記載をしております。その中でこの調査で意見や要望がどこに活用、生かされていくのかということに記載するために文章を追加したいと思っております。参考としてこの資料5の表紙を本日お配りしておりますが、「この調査は、府中市内の障害福祉サービス事業所にご意見やご要望をものです」の後に、「今後障害福祉サービスを進めていくための基礎資料として活用いたします」という一分を追加したいと思っております。こちらは、事業所調査に限らず、すべての調査、障害のある方の調査、子どもの調査、団体の調査、すべてにこの一文を追加したいと思っております。

最後に、口頭での説明になりますが、事前の配布資料の、アンケート調査の資料2、資料3について、表紙の問合せ先に電話番号のみが記載されていたのですが、資料4、資料5の調査と同様に、メールアドレスとFAXも追加しますので、こちらもご報告いたします。

事務局からの説明は以上になります。

## ■会長

はい、ありがとうございます。資料5の記述については、回答率を上げる工夫ということで前回ご提案いただいたものが反映されているというふうにお聞きしております。

では、以上の事務局からのご説明に対して、ご質問がありましたらお

お願いしたいと思います。はい。

■委員

ご説明、ありがとうございます。2回欠席で大変申し訳ございません。重複していたらお許しください。いまご説明いただいた資料1の最近の難病患者さんが323名というところですが、難病の関係は300を超える患者さんがいると思うんですけども、その疾患の内訳だったりとか、どのように抽出されていらっしゃるのか、分かれば教えていただければと思います。お願いいたします。

■会長

難病の種類ごとに調査をするかどうかというご質問というふうとらえればいいですか。

■委員

疾患によって、お困りごとだったりとか、かなりまちまちでいらっしゃるかと思ったものですから。質問になります。

■会長

わかりました。じゃあ、いかがでしょうか。特定医療を受けている人全体に対して割合を出すんじゃないかと、疾患ごとに少し分けて調査したほうがいいんじゃないかという、逆に言うのご提案と受け止めればいいでしょうか。

■委員

市の計画で、おそらくもう手順が決まっているところもあるかと思うので、そこはその通りで、想定されているものでお願いできればいいのですが、疾患など、内訳がもし分かればと思ったものですから。分からなければ結構です。

■会長

じゃあご質問ということで、事務局からお願いします。

■事務局

難病患者の方の内訳というところなんですけども、内訳については今の時点では特に把握はしておりません。抽出する際は、難病患者受給者

証を持っている方という条件で抽出しているところになります。

■委員

ありがとうございます。

■会長

じゃあ、よろしいですか。はい。ほかにいかがでしょうか。はい、委員。

■委員

資料5の修正、大変ありがとうございます。ここで、事業者の回答率が前は7割で、3割はなかったということで、かなり回答率は高めた。この赤の修文で、「今後障害福祉サービスを進めていく」に、さらにちょっとしつこいかもしれませんが、「進めていく予算等のための基礎資料として活用いたします」とすると、さらに、これ予算で、自分達が出さないと予算が多くならないかもしれないというようなニュアンスにつながるのかなど。予算等のというのを進めていくの後にという、修正が可能か。このへんは私は市の全体のシステムについて、初歩的な知識しかないので、もし、会長等皆さんのご意見を含め、予算等までは入れる必要がないというような意見があれば入れなくても。私は予算等のを付けたほうがいいんではないかなと思います。

■会長

はい、ありがとうございました。じゃあ、事務局から現時点でもし見解が示せるようでしたら。あるいは持ち帰りなら持ち帰りでもいいと思いますが。

■事務局

今回のこちらの予算策定に向けての基礎資料ということで、検討させていただきました。しかしながら、こちらは福祉計画の関連のアンケートというところでして、予算作成に直接結び付くというものではございませんので、一旦割愛させていただいたところです。

■委員

ありがとうございます。参考までにうかがいたいのですが、このいろいろ集計値は、サービス提供量、見込み量等を最後都庁に提出され、

都庁はほかの道府県と一緒にそれを国に出し、国は全部の集計値をもって、障害者総合支援法上の自立支援給付の補助金の作成(資料)に使う。半額を国が。だからそこは、ベースとなる数字は大事だと私は理解しておったんです。だから、そういう意味でも予算等に関わっていくということで書くべきで。ただ、そこはあくまでもこだわらないほうがいいということであれば。

## ■会長

ありがとうございました。自立支援給付については、義務的経費になっているので、予算を超えたとしても義務的に支払うという性質なので、たぶんあまり心配ないというか、使われたら使われた分だけ支払われるという構造になっています。ただ地域生活支援事業については、これは予算事業なので、そこはあると思いますが、一応見込み量を作るということで了解いただくということでもよろしいでしょうか。でもこの一文が入ったことで、事業所の方も意欲的に回答していただけるのではないかなというふうには感じました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。じゃあ、調査票の内容等を中心に今日検討させていただけたらと思っていますので、実際の調査票の中身に入っていきたいと思います。

4種類の調査票がありまして、まずは18歳以上の成人の方に対する調査票、それから18歳未満のいわゆる児童の方に対する調査票、それから団体、事業所と4種類あります。過去の検討からみて、者と児の調査票に対するご意見が多く出されていまして、団体と事業所については、者、児の調査に比べると、それほど多くのご意見はいただかなかったということで、大体の時間配分なんですけど、残り90分と考えたときに、者、児にそれぞれ30分、それから団体と事業所で15分ずつくらいの割合で検討を進めていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。その通りにはいかないかもしれませんが、一応そのくらいの割合で進めていかないと終わらない、というふうには考えております。

それでは最初に者の計画の調査、資料2ですけども、こちらの内容について、前回ご意見をいただいたものを反映された内容は、A3にまとめてありますので、この反映した結果も含めてですが、ご意見をお願いしたいと思います。資料のそれぞれに個別に説明はなしということで、いきなりでよろしいですか。

では皆さんがご覧になっているうちに私がいいですか。こちらの調査票は基本個人々人についておたずねする調査になっていると思うんです

ね。なので、回答者についても、基本は本人、あとは本人が回答できない時は代わりに誰が回答したかを書くというふうになっていると思います。

私は障害者虐待防止が専門な関係で、今国で、虐待の重篤事例の検証というのをしている、児童虐待の重篤事例は死亡事例なんですけども、障害者虐待ということで死亡事例を中心に検討しています。そうしますと、障害者虐待の死亡事例の、まあほとんどが、高齢の親御さんが障害のある 50 代の子どもさんを死なせてしまったという事例ばかりなんです。

大体 30 年くらい介護を続けていた結果として、年寄りがこれ以上介護を続けられない。で思い余って、一緒に心中しようということで、殺してしまって親御さんが死にきれなかったとか、そういった事例がすごく多いですね。今、老障介護ということが言われていまして、そういう事例が起きた自治体は、自治体職員の方も周りの支援者の方もものすごく傷つくわけですね。それを防げなかったという、そういうことなんでしょうけども。それで、今回の調査はご本人対象に調査をして、障害福祉サービスの見込み量を作成するというのが大きな目的ではあるんですけども、特に F 1 のところで、記入されている方、ご本人との関係で、配偶者、母親、父親となった時に、その方が何歳かというのはここからは分からない訳ですよ。ご本人の年齢だけ聞いてますので。なので、この配偶者、母親、父親については、その年齢と介護年数を、在宅の場合、それをちょっと聞いてみたらどうかなというふうに思いました。親御さんが 70 代、80 代で、介護年数も 30 年以上ということになってきますと、一定ハイリスクというふうには考えていいのかなと思ひまして、それだけではなく、事業所調査のほうにも、老障介護、事業者の方がいらっしゃるのかどうかとか、そういったご家庭で、何か心配があるかというのを聞いてみたらどうかなというふうに思いました。

ただ、実際に死亡に至らしてしまっただ親御さんは、ほとんどは介護熱心というふうに回答されてるんですね。だから、日頃から虐待してその結果ではなく、ずっと一生懸命介護を続けてきた結果、人には頼れないという気持ちになって、段々自分を追い詰めてしまっただという、そういった結果なんで、なかなか心配というところに事業所のほうが思い当たるかどうかというのは分からないんですけども、今後結構老障介護と言われていまして、そういった心配な世界というか、そういったものを一定、この調査を活用して把握するというのはどうかなと思ったので、ご提案させていただきました。以上です。

ただ、調査項目がきつと増えちゃうので、おそらくそういったこととも兼ね合いがあると思うんで、ここでどうするか方針を決められるものは、随時決めっちゃっていけばいいんですけども、持ち帰ってから検討でも。はい。じゃあ持ち帰っていただいて、可能だったら入れていただくということで。

はい、ほかにいかがでしょう。委員参加していただいているところで、遠慮しないでどんどん手を挙げていただいて。委員、どうですか。

■委員

(発言なし)

■会長

わかりました。委員、何かありますか。

■委員

今、会長の意見について考えてみたんですが、それはとてもいいご意見だなと思ったんですけど、今計画の中とか、市役所のほうで、ヤングケアラーについて力を入れているので、このアンケートで聞くことはどうなのかなとは考えていたんですが、いますぐ使わなくても、回答の中で取り組んで成果がでたらヤングケアラーについてもやることなど、いろいろ考えていたものですから。意見ではなく、こんなこともあるということ。

■会長

ありがとうございます。ヤングケアラーの問題、介助を頼めるのはどなたですかという設問がこども 18 歳未満とか、あとは F 1 のところに子どもという選択肢があったりして、そういったところを少し活用できそうでしょうか。

よろしいですか。はい、委員。

■委員

前回お聞きすればよかったところですけど、基本的な問題で、障害者の方にお聞きするという事ですから、そのお聞きする媒体はこのペーパーだけなんではないでしょうか。例えば点字とか、音声で作ってもらうのか。なんかそういう障害に対応したりとか。申し訳ございませんが。

■会長

そういう、合理的配慮に対応するかどうかということですね。では事務局から。

■事務局

こちらのアンケートにつきましては、当初より書面で、紙ベースでのアンケートを想定していました。声とか点字というところを、現段階で予定はしておりません。

■委員

まあ、現状はそうですけど、私がもし個人でも、例えば急いで、そういった希望のある方はと聞いたうえで対応する。なんか工夫があったほうが、やっぱり配慮のひとつですよ。それはどうかなというふうに感じました。

■会長

はい、ありがとうございます。一応、障害者差別解消法で合理的配慮は義務となっているんで、ありませんというふうには言えなかったと思うんですけど。

■事務局

もし問合せ先として、障害者福祉課を載せておりますので、それで何かそういった問合せですとかがありましたら、こちらで対応をしたいと思っております。

■会長

代読してくださる方が同居されているとかということであれば、ご家庭の中でも可能であるかもしれませんがね。視覚障害のご夫婦だったといった場合は難しくなってきますね。だから、合理的配慮が必要な場合の連絡先みたいなものを入れたらどうでしょうかね。ただ問合せ先というだけではなくて。

■事務局

その通りだと思います。それともう一点、障害福祉サービスの中に、そういう事務的な手続きをヘルパーが行えるというサービスもございますので、そういった活用もできますので、そういったものも含めなが

らご案内できるような流れになるのかなと思いますけども、ちょっと工夫はしていただきたいと思います。

■会長

はい。委員、よろしいですか。はい、委員。

■委員

これの前の時、その内容をみていて、障害福祉サービスを進めていくためにという、やはり 65 歳以上の方が 26%で、1 / 4 が 65 歳以上の人にこの内容を聞くというところから、介護保険を使っていくので、正しい障害福祉サービスの基礎資料になっていくのかなと思っています。

■会長

確か年齢構成については前回で、手帳所持者でいっちらうと全体の 7 割近くが 65 歳以上になっちゃうんですね。だからそれが前提で抽出しちゃうと 7 割ぐらい 65 歳以上になっちゃうからというお話をして、それで、今の府中市の人口割合の 26%ということで、障害者手帳を持つ人の 26%で、逆に言うと下げたということにはなると思うんですけども。

■委員

それと、人口比率で介護保険（対象の）65 歳以上の方達を、障害福祉サービスをリソースとして、積極的に使用してもらっていくという考えなんでしょうか。障害福祉サービスの見込みというものを出すときに、1 / 4 が障害福祉サービス以外の人達という選出方法がどうか。

■会長

はい、ありがとうございます。たぶんこれ、者計画のほうの内容も入っちゃっているんで、それで 65 歳以上も取っておかないという。逆に言うと、見込み量算出の時は年齢階層でクロスを掛けられると思うので、65 歳未満でクロスを掛けて出すという工夫もできるかなと。一応事務局からご意見をうかがいます。

■事務局

会長のおっしゃるとおりでして、年齢 65 歳以上の割合というのは、府中市の高齢化率等の割合と合わせて人数を出しております。65 歳未満に関しては、年齢層、5 歳毎ですとか、そういった年齢毎での内訳という

のはこちらで把握はできますので、何か必要があればご提示できると思います。

#### ■会長

よろしいですか。集計の時に、大体 65 歳以上は基本原則介護保険サービスで、そこに 65 歳以上を入れて集計しちゃうと使いたくないという人が多くなってしまって、そんなこともご心配されていると思うので、集計の時には少し考慮していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょう。はい、委員。

#### ■委員

どうふうにしたらいかなあと、アイデアがある訳ではないんですけど、要するにケアが必要な人のことが、これだとなんとなくあまり拾えない感じがしていて、特に例えば日常生活についての間とか、そういったところで、そういったケアが必要な人が、全体としてどれくらいいるんだろうとか、障害とクロスとか、嚥下とクロスとか、せっかくそういった人数が把握できるので、災害のところではちょっと出てくるんですけども、そういったスペシャルニーズがある方がどれくらいの割合でいるかというのが、ちょっと把握できたらいいなというふうに思った次第です。以上です。

#### ■会長

はい、ありがとうございます。確かに医療的ケアについて問う設問がないんですね。事務局のほうから何かうかがえますか。

#### ■事務局

副会長のおっしゃるとおりでして、現在医ケアについての設問というのはございませんが、日常生活のことですとか、サービスの利用というところで、その他の部分ですとか、そういったところで特記事項としてご記入いただければ、回答として拾えるかとは考えております。

#### ■会長

必要な医療的ケアというのは、いろいろな調査で標準化されているものがあるので、それを入れたほうがよくないですか。それが入っていればそれとクロスさせて抽出ということもできると思うんですけど。フラグが立ってないとそういうことができなくなっちゃう。

■事務局

資料2のほうには確かに医ケアのほうがないんですけども、子どもの資料3のほうですと、医療的ケアが問16でございますので、その問18、19の設問を資料2の障害者向けの調査にも含める、足すということではいかがでしょうか。

■会長

委員、いかがですか。

■委員

「医療、医療的ケアについておたずねします」だから、成人のほうで言うと、問29の「医療についておたずねします」というところに医療的ケアも入ってくるという理解でよろしいですか。

■事務局

設問を追加するとすれば、「医療についておたずねします」のところに、先ほどの医療、医療的ケアを必要としているかという設問と、どのような医療的ケアを受けているかという設問2つを追加することを想定しております。

■会長

よろしいですか。はい、ありがとうございます。これは大事なところが抜けて調査しちゃうところでした。

ほかにいかがでしょうか。はい、委員。

■委員

最初に会長からいただいた8050問題に関する問として、例えば、これは案としてというだけですけども、本人の年齢と同居している介護者の年齢を取るとか、あとは同居している家族の中で、介護や生活支援を担っている人はどなたかという問が、そういうことにまつわるのかなど。介護、生活支援を伴う、核家族化、高齢化ということに不安を感じていますかという、そういう問のほうは、わかるのではないかなと思いました。

医療的ケアについては、問29でいいかなと思っています。具体的な問としては、「ご本人に必要な医療的ケアはありますか」というような間で

必要な選択肢を掲げるのはあるのかなど。医療的ケアを誰が担っているかということも問としては必要かなと思います。

#### ■会長

ありがとうございました。これは後で検討していただけるということで、ひとつのご提案として承るということでいいですか。

ただ、1点気になったのが、ご本人に対する設問だから、主たる介護者が高齢化していて不安を感じませんかという質問になる時に、回答者を見た時に、大体親はみんな頑張っている親達なんですね。そうすると、不安ありませんというふうに、代わりの人が回答してくる可能性があるなと思って。だから、そこのへんをどう聞くかというのは工夫があるかなと思いました。

ほかの方はいかがでしょうか。はい、委員。

#### ■委員

ありがとうございます。以前指摘させていただいたコメントもいくつか入れていただいて、ありがとうございます。それで今日、指摘をもう一回したいのは、追加でございますけども、15ページの医療についてのところなんですけど、問29-1のところに加えられないかなと思うのが、医療費に関わる支援があるかという文言が入るかなということ。その理由は、これは特に精神科の精神障害者ですが、障害者総合支援法で精神の場合は、精神通院費給付というのがありますが、その中には入院費は入ってこないんですね。

皆さんご存じのとおり、精神障害の場合、非自発的に保護入院の場合、本人は入院を欲していないにもかかわらず、3か月、数か月に関わる入院費が保険適用、一般の保険適用で3割負担しないといけない。他方において、身体と知的の場合、障害に関わる治療のための入院費というのは、負担は1割です。要するに自立支援医療費の支給対象が、身体と知的の場合は入院も対象となる。にもかかわらず、精神の場合にはそれが対象になり得ない。通院と訪問介護、それからデイケアだけでやっていく。多くの負担のかかってくる入院費については、3割負担。これは精神への差別待遇だということで運動を続けている。ここでわざわざ精神という言葉を出さなくても、1項目として医療費に関わる支援があるかということが入れられないかということが一点でございます。とりあえずそういうことです。

■会長

はい、ありがとうございました。

だから、精神の人だと入院医療費の補助はない。そこは「ない」という回答になってくると思いますが、例えば問 30-1 のところが通院で困っていることはないかという問の中に、「医療費や交通費の負担が大きい」という回答がありますね。これと並べるような感じで、入院のところに「医療費の負担が大きい」というのはどうでしょうか。

■委員

そうですね。それは可能ですね。我々も調査したら、心身障害者福祉手当というのがありまして、都の場合も都条例で、市区町村がやるのであれば補助しますよということになっている。23区の場合、今6区を除いて17区は精神についても心身障害者福祉手当を支給することができる。多摩地域は、奥多摩町だけなんです。府中市は対象にしていだいていないという重大な問題がある。そういうところからも、私は問 29-1 のところで提起したんですが、もし問 30-1、今会長のほうからおっしゃっていただいたグループで賄えるのであれば、それは結構だと思います。

■会長

はい、ありがとうございました。もしかしたら、知的、身体とかでも医療費の負担が大きいと感じて方がいらっしゃるかもしれないので、今後の文言についても検討いただいたうえ、回答の選択肢をひとつ追加していただけるように検討していただけたらと思います。

ほかにはいかがでしょうか。はい、委員どうぞ。

■委員

先ほどの会長さんの話で、問 5 のところで、介護を頑張っているか、不安を感じていないかというところで、この問は介助を受けている人を聞いているということなんだけど、介助していらっしゃる方が病気になった場合、または介助をされなくなった場合に、その時、次のことについて、どう考えていらっしゃるかと、手立てをもっていらっしゃいますかと、その後問を加えると聞き出せるのではないかなというふうに感じたんですけども。

■会長

主たる介助者に何か介助できない事情が生じた時に対応できる方法がないかということを知りたいという、そういうご提案ですか。はい、わかりました。それを先ほどのことと関連して肉付けいただけたらと思います。

あと、いかがでしょう。一応あと3分くらいですけども。はい、委員。

#### ■委員

たぶん設問を増やすことになってしまうと思うんですけども、是非加えられないかという提案で、昨年優生保護法が立法当時から違法であった、違憲であったという判決が出て、補償法が今年スタートしていますけども、残念ながら、今のところかなり少ない認定件数になっていて、そういう意味では、ご自身がそういった不妊手術の被害にあったということを知らない方も大勢いらっしゃるし、それは自分たち側に責任があるというふうな認識に未だにある方も大勢いらっしゃると思うので、例えばそういう法律ができたとか、あれが間違っていたというようなことを知っていますかとか、できれば、不妊手術を受けたことがありますかということが把握できると、被害者の掘り起こしにもつながるなど。この調査の趣旨にそぐうかどうかということはあるとは思いますが、ただすごく大きなテーマなので、そういった踏み込んだことができないかなという提案です。

#### ■会長

はい、ありがとうございます。これも少し事務局でご検討いただくということでもよろしいでしょうか。確かに障害福祉サービスの見込み量とかということとは少しテーマに違うような気はしますが、最後に差別解消法のこととかを聞かれていますので。

いかがでしょうか。私、もう1個いいですか。6ページのところに、障害福祉サービスの利用についておたずねしますということで、それぞれ1から7まで分けて付けるようになっていると思うんですけど、この中で特に居住系サービスについては、「今後利用したい」という選択肢があると思うんですけども、今後利用したいといった場合にどのくらい先なのかということも聞いておいたほうがいいんじゃないのかなと思ひまして、例えば1年以内とか、障害福祉計画は3年間ですから、1年以内、3年以内、それ以降、とかというふうに分けて回答を作ってもらいたいというのはいかがでしょうか。ご検討いただけたらと思います。居住系サービスです。

ほかにはいかがでしょう。もう時間になってきましたけども、大丈夫ですか。じゃあ、また最後、時間がもし余るようでしたら振り返ってご意見をいただけたらと思います。

続きまして、障害児福祉計画の調査ですね。こちらについてご意見ありましたらいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

児の関係がご専門の方はどなたでしたか。

はい、委員、どうぞ。

#### ■委員

精神障害者家族会の永井です。うちの会、家族会は、精神障害者といって、成人型の障害者の家族という形なので、精神障害児という形では把握していないんです。現在家族会では。これは質問なんですけど、精神障害児の家族会議は今あるんでしょうか。府中には。ちょっと教えていただきたいんですけど。

#### ■会長

はい。事務局でもしお分かりになるようでしたらお願いします。

#### ■事務局

今家族会は特にないと把握はしているんですけども、実際の自主団体となりますとなかなか把握できない部分もあるんですけども、話して把握しているところではないというふうに把握はしております。

#### ■会長

ただ、今回の調査対象をみますと、精神障害児ということで81人という数字が挙がっています。これは割合で抽出した人数で、母数はもっと多いですね。81人が調査対象者数、客体数ということですから。

#### ■委員

本人の医療、子どもさん方は、家族、両親が主に受診に（連れて）行くしかないと思うんですけど、それがないということは、訪問支援とか、まとまった意見が出にくいのかなと思いました。どういうふうに把握しているのか、私達も分からないのですが。

#### ■会長

安岡委員。いかがですか。

### ■安岡委員

私ども、府中市様の実情というは、私ども近隣地域で、府中市さん含む6市で関係課の方ですとか、お医者様ですとかが中心にご相談を承る中においては、精神疾患をお持ちの方ということではなくて、例えばお子様の場合ですと、療育であったりですとか、発達のところでのご相談ですとか、あとは引きこもりですとか不登校といったところで、お悩みのご家族の方の自助グループがございまして、その中でお子様方のそれぞれの負担を抱えているという、そういう認識ではあります。すいません。適切なお答えにはなっていないと思うんですが。

### ■会長

ありがとうございます。発達障害だけとなると、一応精神保健福祉手帳の対象ということになりますけど、だから精神障害児。

### ■委員

精神障害児という定義そのものが、どんな内容で。精神障害児と出していると、精神障害という分類に入るとすれば、発達障害も含めてということになるんですけども、医師の診断で何らかの疾患を持ったという形だと思うんですけども、手帳持っていて。そのへんで把握できるんじゃないかなと思うんですね。会としての活動みたいなものがあるんじゃないか。これは、これからやる障害関連の団体の関連になるかなとは思っているので。

### ■会長

はい。精神障害児の親の会とか家族会というネーミングのものはないということですけども、精神保健福祉手帳を取れる人として、発達障害の方とか、一応精神保健福祉法の定義だと依存症とか、様々な疾患が並んでいると思うんですけど、そういったことをベースにして手帳を取っている人達がいらっしゃるということですね。だから、それぞれの、例えば発達障害のある方の家族会とか親の会というものはある、ということですね。

### ■委員

私も詳細は持ち合わせておりませんで、すぐに戻って確認させていただいてお答えさせていただきます。申し訳ございません。

■会長

自閉症児親の会とか、●●親の会とか、いろいろ発達障害関連の家族会というのがあります。

■委員

我々も、精神障害者という限定ではなくて、精神障害児者の家族会という考えもできないかなと今ちょっと思ったんですけど。

■会長

もうひとつ思い出したのは、引きこもりの家族会というのもあります。

■委員

引きこもり家族会は、精神とか、疾患のあるなしがまだ分からない状態、未受診でどちらとも言えないようなもの。今後家族会の障害者という限定でなくて、もう少し広げることもどうかと思います。

■会長

はい、ありがとうございます。ただ、そういった会の方は手帳を持っている方もいるし、持ってない方もいる。そういうことなんだと思うんですね。

あといかがでしょうか。はい、委員。

■委員

些末なことですけど、問 19 のところで、共生社会（ノーマライゼーション）ということで、イコールになっていますけど、ちょっとなんか。ノーマライゼーションにいくために支え合う社会ということだから。些末なことなので、いいと言えればいいんですけど。

■会長

はい、ありがとうございます。私もここは気になったんですよ。

共生社会だと、普通インクルージョンと言うのが通常かなと。概念的にはノーマライゼーションに通じるということは意味としては分かりますが、括弧してノーマライゼーションというふうに言うのが妥当かどうか。共生社会（ノーマライゼーション）と入れておくと、●●ありますと、教えていただいてよろしいでしょうか。

## ■事務局

共生社会（ノーマライゼーション）とここではしておりますが、括弧の中を変更することもご検討いただくことは可能ですし、逆に括弧を取るということも選択肢としてございます。

## ■会長

はい。そこが地域共生社会と共生社会が同じものを指すのかどうかという問題があるなと私は思っていました。これ二つ出てきますね。地域共生社会と共生社会。もし取らなかったとしても、地域共生社会は四角のほうで説明があるので、共生社会も四角を立てたほうがいいんじゃないかと。

よろしいでしょうか。私は共生社会だけでいいかなと思うんですけど。ただ、一応共生社会じゃないと、違いが明確になっていかないなと。私は地域共生社会と共生社会は別だと思っているので。というのは、前に朝日新聞の共生社会フォーラムが開かれた時に、80人くらいの登壇者の方に、障害のある人に関係した人が一人もいないという激的な批判をされて、朝日新聞が陳謝したということがあったんですけども、やはり共生社会とは、もともとは障害者の世界から出発した言葉だったのに、今では環境問題とか外国人とか、性的マイノリティとか、あるいは男女共生とか、すごく意味合いが拡散してしまっていて、そもそもの出発点が忘れられているんじゃないかというような批判があったんです。なので、私はここは共生社会で絶対いいと思うんですけども。地域共生社会と逆に言い換えられないほうが。その代わりに共生社会の解説をしっかりと書くほうがいいと思うんですけど。

## ■委員

今の問 19 に関して言えば、共生社会についておたずねします、というふうにして、枠内で共生社会のことを説明して、問 19 も共生社会について聞けば一発で分かるんじゃないかなと思います。

## ■会長

全くそのとおりだと思います。設問の中で、地域共生社会と共生社会が同じものを指すという理解に基づいて設問が作られている。そこは一応違うぞという理解なんですけど。委員、ここはいいですか。

■委員

自分に対する理由になってきたんですけど、共生社会はどちらかというとイメージ的な、社会全体の理想像をみている。地域共生社会は厚労省だったと。地域レベルで具体的な政策パッケージの意味合いみたいな。そこは明確にしているのかなと。

■会長

はい。ありがとうございます。

はい、委員。

■委員

細かいところなんですけども、問7で、あなたは外出の際にというふうになっているんですけども、ほかのところだと、あなたの後に「(記入者)」になっていて、ここだけ「(記入者)」が抜けてるかなと思った。

それと、17ページの25番からが、お子さんを主に養育している人におたずねしますとなっていて、26とか27とかも、主に養育している人の年齢を教えてくださいというふうになっているんですけども、最後の20ページのお子さんを主に養育している人の健康状態についておたずねしますのところは、現在のあなたの健康はいかがですかとなっていて、ここは主に養育している人の健康状態はいかがですか、にするのかなと思います。

■会長

ありがとうございます。ご指摘のとおりかと思しますので、こちら修正していただいたほうが良いと思います。何か特別意図がもしあるようでしたら教えていただけたら。よろしいですか。はい。

じゃあ、ほかにいかがでしょう。はい、委員。

■委員

者の調査でいうと問38、児の調査の問23の設問で、(問38は)17まで、児の問23は19まで番号がありますけども、どれが一番重要ですかという問で、調査の仕方としてはよくある話ですが、優先順位を付けなさいというのと、なかなか選ぶのが大変だったりするというのが傾向としてあって、順位付け方式というと思いますが、これでやると優先度が明確に出て分かりやすいというほかに、回答者の負担だけ大きいのではないかという考え方もありまして。1位と2位が僅差なのか、それとも空

いているのか、そのへんがよく分からなかったりすることがあるので、重要度と満足度をマトリックスみたいな感じでやる方式のほうが、現在も重要だと思えるかというものと満足度を5段階にそれぞれに付けることによって優先順位が分かったりすることがあるという取り方をするほうが選択しやすいんじゃないかという調査報告がある。そのへん、市としてこの調査で何を知りたいのかなということから、これでやるとランダムに掬い上げているとかということもあるらしいので、重要度と満足度を5段階評価でそれぞれ聞いたほうが、重要度とか優先順位が見えやすくなるんじゃないかという意見があったので紹介します。市としてどういう見解があってこの調査になっているのか、そのやり方とか方法について、何か他の案みたいなことが検討できるでしょうかということです。

#### ■会長

はい、ありがとうございます。それぞれの設問に対して重要度と満足度を5段階で評価するということですね。そうすると回答負担も結構増える。16とか19全部5段階で評価するということになると思うんですけど。ただ、順序付けして5つ選びなさいというよりも確かに。

#### ■委員

そうなんです。5つ選びなさいということも、じゃあ5つ以外の優先度が低いのかということとそうではないんじゃないですかと。なので、事務局。

#### ■会長

まず設問の意図ですね。そこを教えてください。関連して、じゃあお願いします。

#### ■委員

今のお話をお聞きして、5段階評価じゃなくて3段階とか、それぞれの項目に。確かにこれだけの18の中から、私でも読んでるうちに分からなくなっちゃうとか、覚えられない。忘れちゃう。5段階でなく4段階とかでも。それぞれの右側のところに入れば、そんなに負担感なくできるかなと。よく、買い物のアンケートでもやっぱりあるんですね。

#### ■会長

ありがとうございます。私、大体そういったアンケートの時は全部真ん中に○を付けたりして。面倒くさいから。だから、結構全部にチェックさせるって、逆にもう面倒くさいからいいや全部真ん中でとか、そういう恐れもあるかなと。まずはこの設問の意図を。

#### ■事務局

まずこちら施策について、充実、重要度をおたずねしているというところで、すべての項目に対しての満足度ですとか、重要度を聞くと、5段階ということでは可能は可能だとは思いますが、それで回答アンケートの回答を集約した時に、すべて皆さん満足しているとか、そうした回答結果になってしまうというところで、もし重要度を施策のいくつかを重要視されているという回答を得るためには、こういった形を取るのがよいかと思って事務局として考えております。

#### ■会長

はい、ありがとうございました。何を重要と考えているかなという傾向を知りたいという、そういったことですね。個別の評価はこれでは絶対分からないですから。

#### ■委員

ありがとうございます。そういう方向性であればそれでいいと思います。ただ、例えば前の調査とかも含めて、この施策が、その後の別の施策に恐らく反映されているかどうかというところが。それをどういうふうに取り入れていくのか。計画の立案というのは勿論だと思うんですが、それ以外に施策に上手くつながっていくみたいなことはあるのかどうか。

#### ■会長

この結果がどういうふう施策につながっていくのかというご質問ですが、ひょっとすると、毎回3年ごとに評価しますよね。だからその中にたぶん織り込まれていて、それでやれたかやれなかったかを評価している。そういうことだと思うんですが、事務局どうですか。

#### ■事務局

おっしゃるとおりでございます。計画として見込んだものに対しての進行管理というところで、施策がされているとか、そういうところ

での確認ということになります。

■委員

はい、ありがとうございます。とはいえ、調査をせっかく取るわけですので、しっかり施策につなげてほしいなという意味で、計画以外のところでも、是非生かして生かしていただきたいなと。

■会長

私達も、ここで重要と挙げられたものが進行管理して、盛り込まれているかを確認しないとイケないと、改めて思います。

はい、ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

■委員

成人のほうともかぶるんですけども、問6-2の福祉サービスを利用して、やや不満、不満と、不満のある方に答えてもらう設問なので、たぶんどういった不備、不満なのかを6-2で聞いていると思うんで、成人のほうだと11項目くらいあって、児童のほうは9項目。これは揃えちゃってもいいのかなというのが1点と。

それから、先ほど言えばよかったんですが、成人のほうで、最近日中活動系のほうでは、やはり親御さんがお仕事をされていて、利用時間が短いというのが言われだしているというか、ニーズとしては間違いなくあるのかなと。そこは児童のうちは放デイが使えたりするんですけども、成人になったとたん、そういったものはないというようなところで、そういう観点で言うと、希望する曜日、時間に使えないというのもちよっとニュアンスが違うので、利用時間が短いみたいな設問を設定。これはどうしても日中活動だけになっちゃうんですけども、そういったサービスは使っているんだけど、時間が短いみたいなのが拾えるとありがたいなと。以上2点です。

■会長

はい、ありがとうございます。成人の問6-2と児童の6-2の平仄を揃えたらどうかというのは、確かにそのとおりだと思いました。

あと、サービス利用時間が少ない、利用時間なんですか。要するに就労するにあたって、サービスが不足しているということを知ったほうがいいんじゃないかという。親の就労ということですね。だから、それは何かちょっと付け加えてもいいんじゃないかと思いましたし、あと成人

のほうも今結構児者問題の中で、これまではずっと放課後等デイサービスとかが使えていたのに、学校卒業しちゃうとそれが使えなくなって、親の就労に影響があるという声が随分あるんですね。なので、成人のほうの調査にも家族の就労のことをちょっと聞いたらどうかなと思いました。

はい、ありがとうございます。あといかがでしょうか。じゃあ、後でもう一回、全体を通してという時間も取れそうかなと思うので、団体のほうの調査に移りたいと思います。団体調査についてご意見がありましたらお願いいたします。はい、委員。

#### ■委員

団体のほうについては、5ページ、問8ですね。このやってみたいことの選択肢です。追加として、当事者・児をケアする家族等に対する支援の強化というのをに入れていただけないかなと思っております。その心は、成人のほうの調査の間19でも介助している家族に対する経済的な負担とか、いろんなことを聞いていることもあります。また、児のほうで問37のほうで、やはり同じように親御さんの経済的な負担とかそういう問題について、支援、サポートの必要性を聞いております。これを受けて、今団体のほうでも、例えば永井さんのほうで入ってらっしゃる家族会、私が入っているところは東京全体みて、永井さんの家族会を含めて、今都全体で進めようとしている課題のひとつが家族に対する支援、ケアラーですね。ケアラーに対する支援を強化していかなきゃいけないなというふうに考えております。家族依存型ケアの我が国の社会で、家族に対する支援というのは、今までの制度では割となおざりにされてきたと思われる部分が多くございますので、追加として、当事者・児をケアする家族等に対する支援の強化を加えていただきたいなと思っています。

#### ■会長

ありがとうございました。その家族に対する支援というのは、具体的にはどういうことですか。

#### ■委員

今、ケアラー支援法とかケアラー支援条例。そういうものを我々は目指してしまして、法はまだですけども、条例については8つの道県で条例ができています。それから、今25市町村でケアラー条例を作っております。

す。勿論、海外では欧米を中心としてかなり普及している。究極的には家族依存型ケアから脱却していくというのが必要なんだけど、今の我々の社会的ケアの資源が十分ではないというところから、家族に対する支援。冒頭、先ほど会長のほうから指摘になられた8050世帯も、かなりケアしている高齢者、老母が50代、60代になる息子を一人でケアしていることがあります。特に女性の場合は24時間365日、無償のケア、必死に背負って、それが故に、ご自身の老後が年金もろくろく受けられない。子どもの障害年金に頼らざるを得ないとか。そういう発想から、短い一文ですけども。

■会長

わかりました。ちょっと抽象的にはなりますけども、今のような一文でよいということによろしいでしょうか。

■委員

今の並びのところが、機能の強化、啓発とか充実とありますが、本当は「(ケアラー支援条例の制定)」としてもいいのですが、そこまでいくとちょっとぎらつくので。ここはまるくしたほうがいいなと思ひまして、家族に対する、ケアラーに対する支援の強化と。

■会長

ありがとうございます。そういう方向性を持っているかどうかを確認したいということですね。はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。永井さんはよろしいですか。はい、委員。

■委員

同じく問8のやってみたいことのところなんですけれども、この会議でも当事者委員の割合が少ないんじゃないかみたいな議論が以前にあったと思うんですけども、趣旨としては、様々な施策の検討とか、場合によっては運用とか、そういったところに当事者が関わるということが、今後もっともっと必要かなと考えると、例えば、このやってみたいことのひとつに施策検討への関与とか、参加とか、そういうのを、まるで促すかのようになっちゃいますけども、入れてみてはどうかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

■会長

はい、ありがとうございます。とてもいい意見だと思います。これもちよっとご検討いただいて。委員、何かありますか。委員もよろしいですか。

■委員

大分よくできていると思います。

■会長

そうですか。委員に褒めてもらえる嬉しいですね。

じゃあ、最後全体的に、ご発言の無い方からもご意見をいただけたらと思いますので、事業所調査のほうに入らせていただいてよろしいでしょうか。事業所調査についてご意見のある方、お願いいたします。事業所調査と言えば委員、大丈夫ですか。

私、よろしいでしょうか。冒頭に申し上げたことと関連して、事業所調査の13ページ、問27-1のところ、事業運営上の工夫というところかもしれないんですけども、緊急に支援が必要と思う人がいるかどうかというのをどこかで聞いていただけたらなど。ここは医療的ケア、強度行動障害になる。どこに入れるのが適当かは考えていただけたらいいですが、要するに利用者の方の中に、ご家族の状況も含めて緊急に支援の必要な人がいるかどうかというのを聞いていただけたらなど思いました。

あと、8ページの間16のところは、虐待防止で、虐待防止に上手くはまるかどうか。家族と同居しているご利用者の中に心配な人がいるかどうか。そういう項目を上手く、と思いました。

いかがでしょう。はい、委員。

■委員

確認だったんですけど、確か前回説明を受けてるかなと思いますが、障害福祉サービス事業所調査に関しては、インターネットの調査があるところですか。他のところはない。他のところもインターネットでというのは難しいですか。障害福祉サービスのみ。

■事務局

おっしゃるとおりでして、事業所向けはインターネットでの回答を企画しておりまして、福祉関連団体、こちらのほうはメールで実施。その他の障害者と障害児のアンケートについては、郵送、書面を想定してお

ります。

■会長

よろしいでしょうか。はい、委員。

■委員

障害の報酬について、たぶん事業所にとって大事なことというのは、前提となるのは、収入確保だと思うんですが、3ページ、4ページ、8ページですけども、今後の施策について何か要望とかは何かあるかとありますが、これは何か違うんですか。介護報酬は結構細かいことはいろいろ情報があると思うんですが、障害の場合にはどうなんでしょう。この計画の中でやるのか、そういうこともよく分からないのか。

■会長

障害福祉サービス報酬で言うとは、これは国が決めるということになりまして、一応3年に1回報酬改定があるんですね。報酬改定する前には経営実態調査という調査という全国調査を国が行いまして、それで平均値ではありますけども、どのくらい収支差額があるかというのを出したうえで、調整するという仕組みがあるんですね。なので、市町村で報酬に対する要望を把握した時に、たぶん市のほうでそれを何とかすることはできなくて、国に意見として上げるとか、そんな感じになるんだとは思いますが。たぶんそうやって意見を上げたから反映されるというよりも、収支差益というかなり厳密な仕組みの中で決めちゃっているんで、府中市がそういう意見を上げたことが反映される可能性はあまり高くないと思うので。ということもあります。

■委員

介護報酬についての経験しかないですけども、やはり国のシステムに対していろいろと現状と実際と問題点を提示した上で、市区町村独自の補助金というのもやってもらったことがあるもんですから、府中市独自の報酬システムにおいて、そこは何かかならないのかということを知りたいことはあってもいいのかなと思うんですが。

■会長

市が独自に何かお金を出すということは、たぶん市が判断してできると思いますが、そうするとなんか要望書みたいになっちゃうかなと。

## ■委員

作業所連絡会という立場、正に事業者の団体なので、今のご意見の言うところ、今の給付の制度の課題というか、僕らから見た時に課題になることは、例えば日割り制度で元々が変わったのが、さらに一部時間割が入ってきたりして、非常に運営が不安定化してきていて、ですので、傾向として、このところ、新規の事業をやるところがすごく減ってきています。増えているところは、むしろ新規参入の法人さんとか、そういったところの事業者、事業所が増えていて、既存のこれまでやってきたところがなかなか新事業に着手できてないというのは、やはりそういった構造的にはどうしても不安定になりやすい日割、時間割というのは、これはぜひ見直してほしいなど、当然思いとしてあります。それをここで拾った場合、どういう扱いになるのかということ、たぶん、市として同じような考えを持って声を上げるということは、場合によってはあると思いますけども、言いたいことはいっぱいありますが、そうすると項目もいっぱい挙げたくなっちゃいますけど。

もうひとつ言えば、利用者負担というものがやっぱりあるんで、事業所としては運営していくのにちょっとこれでは給付費が不足しているというのがあっても、その1割が利用者に、事実上今ほとんどの方ゼロ円ですけども、負担が及ぶとなれば、どうしてもそこは対立関係になってしまうので、そういったところも本来見直すべきなのかなと思っています。が、話せば話すほどこの調査と離れていくので、とりあえずそんな考えを持ってますというところですよ。

## ■会長

それは、市町村がアンケートに入れるというよりも、団体を通じて要望を国に上げていただくとか、そういうほうが馴染むような気がします。はい、どうぞ。

## ■委員

意見ではなく、教えてもらいたいということで、問3なんですけど、問3の設問で、ボランティア団体というのは、具体的にどのような団体を想定して問3という設問を作って、想定されたのか。私自身がボランティア団体の枠でこの席にいますので、さっきの団体調査の問8の中の2でも、当事者とボランティアとのコーディネート機能の強化というふうなこと、これも一緒だと思うんですが、特に府中市では、ボランティア団

体は、具体的にどのような団体を想定されて、このような質問をされているのか、ちょっとそれを教えていただけないかと思います。

#### ■会長

はい、ありがとうございました。今日は社協の方はいらっしゃいますか。いらっしゃらない。たぶん、ボランティア団体を一番把握しているのは社協の方なので、聞ければと思ったんですけども。

委員。たぶん、ご経験もあると思いますんで。ボランティアセンターで。

#### ■委員

福祉センターの吉井です。ボランティア団体を選ぶ理由はあると思うんですけども、ただ今回この質問で、どういったところをターゲットにしてボランティア団体と書いているのか、私も把握はしていないんですが、民生委員さんも勿論ですし、おそらくあらゆる、色々な様々なボランティア団体というふうに捉えていいのかなとは、この文章を読みながら感じていますが。

#### ■事務局

こちらボランティア団体等とここで書いておりますが、広い意味でのボランティア、自主団体の方ですとか、個人のボランティアなども含むと考えております。

#### ■会長

はい、委員。どうぞ。

#### ■委員

私は、ボランティア団体、民生委員ということなんですが、自治会の活動を最初何回もやっけていまして、今、そのボランティアの担い手が、もう非常にひっ迫してございまして、場合によっては、PTAだとか自治会だとか、そういうところももう存続ができなくて、もうやめてるといふような状態の中で、ボランティア団体にどのようなことを求められているのか。

そのへんで、私の推薦母体も入るんだろうとは思いますが、なかなか今、担い手不足の中でどこまでできるかというのが。例えばどのような解決を希望されますかと言われても、どこまでできるかが我々自身も

不安なものですから、そのへんでどのようなボランティア団体を想定されているのか、聞きたかった次第です。

■会長

はい。先ほどのご回答でよろしいでしょうか。たぶん今以上のご回答はないんだと思いますが。どういう団体があるのかという質問に対しては。

■委員

はい。なんでうかがったかと言いますと、簡単に言うと、じゃあこのようなことをやってくださいと。たぶんこの質問はそういう形、流れになると思うんですが、受ける側がなかなか厳しい状態であるということだけ、お伝えしておきます。ということで、これはあくまで意見ではなく、そういう状態でありますということなので、受ける側も厳しいですということだけお伝えしておきます。

■会長

わかりました。現状のご報告ということですね。たぶんボランティア関係は、地域福祉計画とか、社協が作っている地域福祉活動計画の中で進めるようになるかと思いますが、そういう実情にあるということは承れたらと思います。

あとはよろしいですか。はい、委員。

■委員

私たちは相談支援をやっているので、相談支援事業所として答えた時に、問 26 と問 27 で、医療的ケア児者と強度行動障害者と、私たちが相談支援を行っているんですけども、ここでいう支援というのは、実際にその人に医療的ケアを行う人であったり、強度行動障害の方に、相談ではなくて実際にケアする人のことかなと思ひまして、相談、支援だところは結構答えづらいと思ったので、医療的ケア児者を受け入れているとか、医療的ケアを行っていますかとか、そういうような表現のほう分かりやすいかなと思ひました。

■会長

相談と実際にサービスを提供する機関に違いがあるということですね。それをひとつの質問の中で取っちゃうとごちゃ混ぜになっちゃうか

ら、相談のところだけ少し分けて。あるいは、医療的ケアとか強度行動障害を担当していますかとか。だから相談に対してはそういう聞き方のほうがいいということですか。

■委員

相談している人についての設問ではなく、実際に支援を、その人のケアをしている人の設問かなと思ったので、相談の人がしていないと答えられる設問がいいのかなと思いました。

■会長

なるほど。むしろ、相談の人に聞く場合は、そういう人を担当しているかという聞き方を別建てにしたらどうかと思ったのですが。

■委員

それはそれでありませう。

■会長

ありがとうございます。じゃあ、相談のところは、ちょっと趣旨が違ふと思ひますので、少し工夫していただけたらと思ひます。抜くというのもひとつの方法かもしれませんが、抜いちゃうよりは聞いたほうがいいと思ひています。

あといかがですか。そうしたら、全体を通じてご発言の無かつた方に少しご意見を承れたらと思ひますので、よろしくお願ひします。

委員さん、いかがですか。

■委員

障害者虐待について、資料5の問16で、ここで聞いているところで、選択肢で「特にない」というのは、報酬改定の中で定められているので、これはどうなのかなと思ひました。マニュアルを作成をなさうとか、研修を行いなさうというのは事業の中の要件に入っている中味なので、「特にない」というのは違和感がある。

■会長

確かにそうですね。特にないと付けてきたところは、もうちょっと指導が必要な事業所ということかと。

■委員

そこがちょっと気になった。

■会長

わかりました。ありがとうございます。

委員。

■委員

個別のアンケートについては特にはないんですけども、調査を取って、それを計画に反映するというので、この調査に協力してくれた方が、計画づくりに参加したという意識が出るようになるといいなと思っています。高い調査の回答率からしても、そういったことが入れられたら、期待しているのかなと思っています。

反対のほうの立場からみると、調査の対象でない一般の方々がこの計画をどういうふうに見ているのかなというような、そういうことも併せてみていくことが必要なのかなと思います。

■会長

ありがとうございます。調査に協力した人が、計画に参加したという実感を持つために、例えばどういうことをしたら実感を持てるんでしょうか。

■委員

計画で、アンケートに書かれている項目が少しでも実現したということが分かれば、反映されたなと捉えられる。

■会長

それが分かるのが実感。そうすると、我々のところの進行管理をしっかりやって、その情報を共有していくということですね。ありがとうございました。

違う皆さん、委員。

■委員

計画のためのアンケートの回収率が上がるように、各団体にお願いしたいと思います。

■会長

ありがとうございます。是非お願いします。  
では、委員。

■委員

障害者虐待で、一番多く行われているのが施設内。入所施設内での虐待が多い。障害施設の知的傷害が多い。毎年ですね。

人材の確保・育成、定着支援の課題だと思いますのは、人材の育成、定着支援としてどのようなことをということの中に、やはり障害の理解とか、経験知に対する研修があるといいのかなと思いついて見させていただきました。施設内で最も多く行われているので。

■会長

ありがとうございます。そうすると、事業所調査票の中に、支援の質の向上のためにやっていることを問うような設問を設けたほうが良いというご意見ですね。

■委員

具体的にやれるようなことが、分かりやすいことがあってもいいかなというぐらいのところですね。知的障害の方も、いろいろなことについて、理解がいかないところが多いなと感じるところがありますので。

■会長

ありがとうございます。そうすると、これは人材の確保、育成、定着となっているので、育成の中にそれを入れてと考えて、障害特性に対する理解、そのための研修とかという項目を入れてという感じですね。

■委員

そのほうがいいんじゃないかなという。

■会長

わかりました。それを回答の選択肢のひとつとしてご検討いただけたらと思います。

ありがとうございます。委員、何か追加でありますか。

■委員

先ほど言ったことと同じになるんですが、資料3の問13の地域共生社会。これは地域で目指しているもので、私達民生委員・児童委員ということで協議会に出席させていただいて、目指すものは同じ地域共生社会ということで、やってるんですが、先ほどの担い手のことはおいておいて、個人的に教えてもらいたいのは、障害のある方とか、そういう方、ここに出ている方はいいんですけど、お子さんなりが障害を持っていてそれを隠してしまって、絶対表に出さないっていう方が結構いらっしやる。我々見守りをする中で、そういう方こそ我々が見守らなくちゃいけないと思うんですが、今個人情報保護法ができて、そういう情報がもらえませんか、具体的に、あまり期待されても困るんですが、見守りは我々がすべきことなので、そういうものを、自治会だとかいろんな会に入っていないなくて、地域との接触を避けてしまって、なおかついろんなハンデを持っている方を、どういうふうに見守っていったらいいのか。大袈裟に言うと、それが我々の仕事だと思っているんですが、なかなかそういう情報を得られないので、そこが、我々が今ちょっと考えているところです。

#### ■会長

はい、ありがとうございます。地域の見守りをしっかりされていこうというお気持ちが伝わってきて。でもおっしゃるように、個人情報保護の関係で、情報を渡せないというところには異論があるというふうに聞いてますので、運営協議会の皆さん達と少しご協議をいただけるといいなど。

#### ■委員

やりにくいことはやりにくい。

#### ■会長

そうですね。はい。

委員は質問に答えただけでしたか。何かご意見ありますか。いいですか。わかりました。

そしたらあと15分ありますので、何か全体を通して、これまでご発言があった点も含めまして、追加でご意見がありましたら。

はい、委員。お願いします。

#### ■委員

先ほど虐待の問題提起のお話がありましたので、本来前にするべきだったんですが、事業者に対するものは、虐待の項目がありますが、当事者・児のほうには虐待に関するものがあまりないなど、私今感じたんですね。成人のほうですが、9ページに権利擁護の質問があるんですが、ここに、あなたは、事業所あるいはサービスを受けている中で、虐待と考える経験があったことがありますか、ある、なし。あるいは、周囲でそういう受けてる人を見たこと、あるいは話を聞いたことがありますか、ある、なしと。それから、あなたのお通りの作業所は、虐待の問題に対して積極的に取り組んでいると思いますか、ある、特にない。そして、行政はこれに対して積極的に取り組んでいると思いますかと。そういうような当事者の声が必要かなと思いました。ここの10ページから12ページで、ちょっと見られなかったもので、どうかということでございます。

その案件は、私が付き合っている身体と精神の複合課題のケースなんですが、お母さんがかなり高齢の方、ご本人は作業所で虐待がある。私に相談があったんですけども、動こうと思った時に、母親があなたのような人を受け入れてるのに騒がないの、というような形で。かなり弱い立場の方々が、そういうお声が出てこないというのは、私は問題かなと思いました。そういうことで、こういう中で、受けたかどうか、あるいは周辺にいたかどうか。あるいは作業所で積極的に取り組んでいると思うかどうか。行政が取り組んでいると思うかどうか。というような設問も必要かなと思いました。

#### ■会長

はい、ありがとうございました。差別解消のこともあるので、虐待防止のことも1項目入れたらどうかというのはそうかなというふうに思いますけど。虐待を受けてるとか、受けたと思われる人を見た場合は通報する義務があるということなので、そこをどういうふうに。虐待を受けたかとか、その後誰かに相談したかどうかですかね。もし受けた時に。そしてその後どういう対応があったかとか。

#### ■委員

当事者の声が必要なので。事業者のほうは、恐らく聞きたいという傾向があるかと思います。それも当事者のほうに。事業者のほうに聞くのはそれはそれでいいんだろうけども、一方これが必要ではないか。それは何らかの形で入れればいいかなあと思いました。

■会長

通報できたということであれば、その後の対応が始まっているわけなので、そこはいいと思うんですね。通報しなかった、あるいはできなかったといった場合に、それがなぜだったのかという感じですかね。

はい、分かりました。ちょっとそこは追加できるかどうか、検討いただいてよろしいでしょうか。

はい、委員。

■委員

資料2の10ページのところですね。スマートフォン、パソコン。これは何も振っていません。それから12ページのところです。20番の(1)のところ、センターのところは平仮名で振り仮名になっています。10ページのところのラインとかユーチューブにはひらがなの振り仮名を振っています。全体、ほかにもあると思うんですけども、一応統一したほうがいいかなと思います。

振り仮名も、ラインの場合はカタカナのほうが見やすいかなと思ったんですが。これも全体を統一したほうがいいのかなど。あと、大きさも、もうちょっと大きいほうがいいのかなど。難しいとは思いますが。

■会長

はい、ありがとうございます。振り仮名をもう一回見直してみて。振り仮名の大きさも少し、どのくらいの大きさのものか、見ていただけたらと思います。

ほかにかがででしょうか。はい、委員。

■委員

資料2の19ページの間37ですね。こちらで、障害のある方の幸福度を聞いています。これもひとつのアンケート、計画立案のためなのでしょうけど、これとともに、団体としての私どものほうも、同じように団体としての幸福度というのも入れてもらえるかどうか。団体として、あなた方はこの状態で満足ですかというような。(それ)があってもいいかなと今思ったんですが、どうでしょう。

■会長

はい、ありがとうございます。団体としての幸福度。というのはどうやって決めたらいいでしょうか。回答する時に。代表の人の主観で付け

ていくということですか。

■委員

そうですね。団体としての代表ですが、団体としての協議が入ることですので。諮って。

■会長

そうすると、幸福という人もいれば、幸福じゃないという人もいて、平均点を取ってという感じですか。それをどう活用できますでしょうか。

■委員

そこで判断して、どの程度のそういうこと、その団体が●●可能性もあるんですけど、そういった時にも話ができるかなと思います。

■会長

それだったら個別にでよくないですか。

■委員

アンケートを取るのに、個人には取っているの。

■会長

例えば、そういったことをテーマにして●●する場合、障害種別にクロス集計できるでしょうから、障害種別の幸福度というのも数字を出せると思います。精神障害の人はほかの人に比べて幸福度が低いとか、高いとか。それを基に話し合うことができると思います。

■委員

それは当事者本人ですね。ただ、抱えている家族のはそれとは別になるかなと。

■会長

家族ですね。そうすると、団体で平均して幸福度を出すというのはどうなのか。それは数字として意味があるかどうか。

■委員

そういう部分も、団体も思いがあると思います。

■会長

分かりました。それは思いとして受け止めてさせていただいていいですか。

じゃあ、委員。

■委員

J R 鉄道の運賃割引で、3 障害の皆さんがそろっておっしゃってるのが、100km 圏内の鉄道の割引で、介助者なしでも単独乗車でも 5 割割引をお願いしますとあるんですが、こうした社会参加の声をこういう項目にひとつ入れるか考えてたんですが、市の仕事というよりも、J R という民間企業の話なので、要らないなと思いました。

■会長

あとひとつだけいいですか。A 3 の 20 番のところで、施設の待機者数とグループホームの希望者数は、登録者数や自立支援協議会のアンケートで把握するというふうになっていますね。これは、待機者数という人数も大事だと思いますが、先ほど申し上げたように、1 年以内にか、3 年以内に必要か、どのくらいのスパンで必要かがもし取れるようでしたら取っていただくといいんじゃないかなと思います。

それでは最後の議題がありました。地域福祉計画策定連携会議の委員の推薦について、事務局からお願いいたします。

■事務局

こちらは、地域福祉推進課で説明させていただきます。

当日配布資料、クリップ止めされた 3 点の資料をご用意ください。

府中市地域福祉計画策定連携会議委員の推薦につきましては、8 月 8 日に開催されました第 1 回府中市福祉のまちづくり推進審議会において承認され、設置することとなりました。府中市地域福祉計画策定連携会議の委員につきましては、本協議会から委員 1 名の選出をお願いするものでございます。

初めに、次期地域福祉計画につきまして、概要をご説明させていただきます。3 枚目の資料をご覧ください。次期計画の位置づけでございますが、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」及び府中市福祉のまちづくり条例第 7 条に規定する福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画である、「福祉のまちづ

くり推進計画」を一体的に策定するもので、計画の内容には、高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て支援、保健・食育といった各分野の個別計画に共通する施策を含んでおります。

計画の策定にあたりましては、第7次府中市総合計画及び本市の保健福祉以外の各分野の計画、府中市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携を図っていくほか、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を盛り込むことを検討しており、計画の位置づけといたしましては、下段の図表のとおりとなります。

現行の体系から変更となる点といたしまして、これまで、保健福祉分野の個別計画の上位計画として、府中市福祉計画がございましたが、次期計画からは、地域福祉計画に福祉計画の理念、役割を継承することといたしました。このような経緯から、従来の府中市福祉計画検討協議会に代わり、新たに府中市地域福祉計画策定連携会議を設置し、本計画の内容や分野横断的な施策の推進に関する基本的事項等について、検討、協議するものでございます。

2枚目の設置要領をご覧ください。本連携会議につきましては、中段の第3（組織）に記載のとおり、5つの審議会、協議会から1名ずつ選出し、組織されるものでございます。

恐れ入りますが、1枚目の市長から会長あての依頼文をご覧ください。本連携会議につきましては、任期でございますが、任期は就任時から地域福祉計画の策定が完了する日まで、会議の開催回数は年2回程度、協議内容は次期府中市地域福祉計画の策定に係る検討、謝礼金は1回11,000円となっております。

こちらについて、本協議会から1名の推薦をお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

#### ■会長

はい、ありがとうございました。委員の推薦にあたりまして、事務局ともご相談したんですけども、本協議会からは、委員を推薦させていただこうと考えましたけども、いかがでしょうか。

（一同賛成）

#### ■会長

はい、ありがとうございます。じゃあ、委員、よろしく願いいたします。

■委員

拝命させていただきます。

前回の時も福祉計画の時に参画させていただきました。

■会長

はい、よろしく願いいたします。

その他、事務局からお願いいたします。

■事務局

今回のアンケート調査につきましては、10月15日号の広報に、市民にアンケート調査を無作為抽出で行う旨を掲載しておりますので、ご承知おきください。

また、最後に、今回の会議で意見をいくつかいただきまして、こちらの質問などもあると思います。今回で調査項目の追加は最後になりますので、最終的には、会長、副会長とも検討し、最終的なものに確定した上で、皆様にメールなどで共有させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

また、次回の会議の日程になりますが、12月18日木曜日の午前10時からとなります。また、会場についてなどの正式な詳細を後日お送りいたしますので、そちらを確認いただけたらと思います。

■会長

はい。じゃあ次回もよろしく願いします。それでは第3回の障害者計画推進協議会を終わりとさせていただきます。皆さんお疲れ様でした。